

パブリック・コメントで出された意見の内容と市の考え方について

1. パブリック・コメントの概要

- (1) 案 件 名 :第7次鳥栖市総合計画(案)
- (2) 意見募集期間:令和3年1月8日(金)～令和3年2月7日(日)
- (3) 意 見 提 出 数: 57 件(9人)

2. 意見の内容と市の考え方

第7次鳥栖市総合計画(案)に対するパブリック・コメントで提出された意見とそれに対する市の考え方をつぎのとおり整理しました。

※意見は原文のまま掲載

番号	項目	意見の内容	市の考え方
1	本編 P3	「この計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成します。」とありますが、「実施計画」は、目次にはないのですがどれに当たるのでしょうか。 また、「3)基本姿勢①誰にもわかりやすい計画づくりに、市民の目線に立った、分かりやすい内容等に努めるなど、誰にもわかりやすい計画づくりに努めます。」とありますが、各基本目標の施策に対する主な取組の内容が、具体的に分かりやすい内容には読めませんが。 この総合計画は市としての大きな考え方を示すもので、より具体的なものは各種個別計画で補完する構成とは思いますが。できれば、各基本目標の施策に対して、どのような関連計画があるのかがわかるように追記することはできないでしょうか。 鳥栖市地域防災計画 鳥栖市環境基本計画 鳥栖市高齢者福祉計画 鳥栖市障害児福祉計画 鳥栖市男女共同参画行動計画等を記載	実施計画については現在策定を進めているところであり、策定後市ホームページにおいて公表することとしています。また、ご意見のとおり総合計画は本市としての大きな考え方を示すものでありますので、各種個別計画や前述の実施計画で補完することとなり、実施計画の中で具体的な事業をお示しするとともに、関連する個別計画も併せて表記することとしています。
2	本編 P 9、10	3)鳥栖市の現状 (1)人口 ①総人口、年齢3区分別人口 ← 説明項目として追加記載 ・本市の人口は、市制施行当時…… また、将来都市像を考えるためには、現状を把握することが必要と思いますので、最新データとして、H27 年度の次に、鳥栖市統計情報の年齢階層別人口から令和二年度の人口を追記してはどうでしょうか。グラフ補足説明として資料:国勢調査の下に「令和二年度の数値は鳥栖市統計情報より」と説明書きしては。 ②鳥栖市と他市区町村間の通勤流動 ← 説明項目として追記 ・周辺市区町村から本市へ通勤している人…… 図の「鳥栖市への通勤・通学」の状況」と記載されているが、「通学」は記載不要では。 「鳥栖市への通勤状況(2015 年)」に記載変更してはどうでしょうか。 表の久留米市に対して、鳥栖から(流出2883)の赤囲み線と記載文章とは関連性がないのでは。 (流出)の赤囲み線の説明として、「・一般に通勤流動は、規模の小さい都市から大きい都市に集まる傾向が見られる。しかし、鳥栖市と久留米市の間では鳥栖市への流入が流出を上回っており、いわゆる「逆流通動」の現象が認められる。」を追記してはどうでしょうか。	グラフの示す内容がより分かりやすくなるように説明項目を記載します。また、人口推移のグラフについても現状値のデータを追記します。 表の示す内容がより分かりやすくなるように説明項目を記載し、「通学」については削除します。また、表中の久留米市における鳥栖市からの通勤(流出)の 2,883 の赤囲み線も削除します。

		③鳥栖市における外国人数の推移と他市町との比較 ← 説明項目として追記 ・また本市では、在留外国人数が増加傾向にあり、…… 「・県内における外国人の就労状況を見ると、ハローワーク鳥栖管内における外国人労働者数が最も多 なっており、 市内に多くの雇用の…… すでに市内の産業を支える担い手となっている。」 を追記して はどうでしょうか。	グラフの示す内容がより分かりやすくなるように説明項目を記載し、「ハローワーク鳥栖管内における外 国人労働者が最も多く、すでに市内の産業を支える担い手となっており、 市内に多くの～」と修正します。
3	本編 P13 (3)市民の評価	市民の評価で満足度の高い項目は継続してもらい、不満足部分、特に「鳥栖駅周辺の活性化」「市民の ニーズに応じた効果的・効率的な行政運営」等市民が不満足と考えている項目を優生的に考え、実行 する。	市民の皆様から一定の評価をいただいている部分については更なる推進を、課題となっている部分に ついては、その分析・検証を行い、改善を図ってまいります。
4	本編 P14 (2)鳥栖を支える “都市基盤”	企業誘致は発展の礎、旭地区の新産業エリアの早期活用促進を！！	新産業集積エリア整備事業については、できる限り早期の分譲開始ができるように、事業の進捗に努 めます。
5	本編 P 15	3)鳥栖を支える“地域” 近年、住民ニーズ、行政への要求が多様化していますが、地域自治組織では、区長を含む三役の担い 手の不足・高齢化により活動停滞がみられ、地域課題に対応できない状況が生まれています。(区長在 任期間が長くなり弊害も出てきている。) 地域自治体組織は自主解決と自律的な運営が基本ですが、市役所を定年退職される職員(区をよく知 る地元在住職員)を、地域自治体組織の三役(区長)に嘱託職員等として派遣できるルートを構築できな いでしょうか。 地域自治体組織に派遣された職員には、地域自治体組織と行政との橋渡し役(緊密な連携)と同時に 地域自治体組織を指揮してもらい、地域課題に取り組むとともに円滑な組織運営を行ってもらう。行政 側にもメリットがあると考えますが。長年培ったスキルを再度地域のため有効活用していただきたい。	自治会(町区)は、代表者及び住民で自主的に運営されているものであり、各町区の三役(区長)につ いては、ご本人の意思と町区の合意によって就かれる職となっています。なお、現状としては、各町区の 三役(区長)には定年退職した元市職員も一定数おります。 地域自治組織の自立的な運営については、退職後の職員のみならず現役職員もその重要な担い手 であることから、引き続き市職員の地域活動への積極的な参画を促します。
6	本編 P 19	3)基本目標 「将来都市像を実現するため、6つの基本目標とその推進にあたっての考え方を掲げます。」 と記載され、基本目標 1～6 の後に【基本目標を推進するにあたっての考え方】の記載順番となっていま すが、【基本目標を推進するにあたっての考え方】は位置づけとしては、これも基本目標の一つとして(中 に入る)と考えられているのでしょうか。私としては、まずは、基本的考え方があって、それにもとづいて、目 標と施策(取組)等があるのではないのでしょうか。 「【基本目標…の考え方】」を別項目(別枠)として、「 3)【基本目標…の考え方】 」 「 3)基本目標 」を、「 4) 基本目標 」とし順番変更してはどうでしょうか。 (順番変更した場合、総合計画書全体で順番項目見直しが必要となります。)	【基本目標を推進するにあたっての考え方】は基本目標の一つとして位置づけているものではありません。 また、「基本目標」と「考え方」の順番については、基本目標を実現するための各種施策をお示した うえで、その推進を図る考え方を後述しています。
7	本編 P 22	パターン 1(社人研推計準拠)・パターン 2(独自推計)が何を意味しているのか、また、区別する意味が 分からないため補足説明が必要ではないでしょうか。	パターン1は国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による推計であり、パターン2は合計特殊出生 率が国の目標値を達成すると仮定した場合の独自推計となり、グラフの表記に補足説明を追記します。
8	本編 P 23	体系イメージとして「鳥栖スタイルの深化」、「3つの鳥栖スタイル」、「基本目標」「まちづくりの…(わたし) です」 等を記載されていますが、前項に記載された、大項目を並べて記載されたようで、つながりが分か りづらい。頂点があって、その下にいくつかの項目が並ぶ イメージにはできないでしょうか。同じような言葉が並んでいるため、最終的にわたしたちが、実行すべき 目標はどれでしょうか。	「将来都市像」を見据え、「まちづくりの主役はあなた(わたし)です」の考え方を根底に、「3つの“鳥栖 スタイル”」を踏まえながら「基本目標」の実現に向けて各種施策に取り組んでいくことを体系イメージとし て表したものであり、最終的な目指すべき目標は将来都市像の実現になります。

9	本編 P 27	3.基本計画の体系 「基本目標を推進するにあたっての考え方」を、下記の通りに上に移動してはどうでしょうか。(19 ページの記載順番入替る場合) <table><tr><td colspan="2">基本目標を推進するにあたっての考え方</td><td></td></tr><tr><td colspan="3">○協働のまちづくり○効果的・効率的な行政運営の推進○持続可能な財政運営の推進</td></tr><tr><td>基本目標</td><td colspan="2">施策</td></tr></table> 全体として、23 ページの「体系イメージ」を取り入れすぎではないでしょうか。	基本目標を推進するにあたっての考え方			○協働のまちづくり○効果的・効率的な行政運営の推進○持続可能な財政運営の推進			基本目標	施策		【基本目標を推進するにあたっての考え方】は基本目標の一つとして位置づけているものではありません。また、「基本目標」と「考え方」の順番については、基本目標を実現するための各種施策をお示したうえで、その推進を図る考え方を後述しています。
基本目標を推進するにあたっての考え方												
○協働のまちづくり○効果的・効率的な行政運営の推進○持続可能な財政運営の推進												
基本目標	施策											
10	本編 P 29	基本目標 1 の施策 1 に、「3R を実践し」とありますが、「4R を実践し」に変更し、[Refuse(リフューズ):断る]を追記してはどうでしょうか。 ごみになるものは事前に断る。(買い物はマイバックを利用して、レジ袋や過剰な包装は断る。コンビニでもらう箸やスプーンはもらわない。) また、コンビニやスーパーマーケットなどに、鳥栖市として「レジ袋箸やスプーン・箸をもらわない(断る)ことが地球環境を守ることに繋がります。」と書いたポスターを貼るなどすると、鳥栖市の環境への取り組みが市内外の人に理解・関心を持ってもらえるのではないのでしょうか。(市外の人に鳥栖市をアピールできるのでは。)	循環型社会形成推進基本法で定められた処理の優先順位を踏まえ3Rを推進することとしています。また、refuse(断る)は、reduce(減らす)に含まれるとも考えております。 なお、国が策定した循環型社会形成推進基本計画においても3Rが使用されていることを踏まえ、本計画においても3Rを使用しています。 いただいたご提案については、今後の事業実施の参考にさせていただきます。									
11	本編 P 30	自然・環境保全活動の推進の「内容」に、「各メディアを通じて環境情報を積極的に発信し環境保全活動を広める。」を追記しとはどうでしょうか。(積極的な情報発信により、「環境」が身近なコミュニケーションのテーマになるようにする。) 地球温暖化対策の推進の「内容」に、「地球温暖化対策として、エコライフの推進、省エネ製品、環境に配慮した建物の普及、環境にやさしい移動手段の普及、節電に対する啓発活動」を追記してはどうでしょうか。 ごみの減量とリサイクルの推進の「内容」に、ごみの減量化や、資源物の分別収集によるリサイクル取り組みとして、「フリーマーケットの開催・支援、資源回収に協力・参加・店頭回収、バイオマス資源の有効活用検討等を市民・事業者・行政それぞれが連携・協力して取組めます。」の追記を。 市民 1 人 1 日当たりの資源物以外のごみ排出量 877 g/人・日と記載されているが、一般廃棄物(ごみ)処理計画(案)の 19 ページの▼図表 3－3 グラフでは、<u>ごみ総排出量の 1 人 1 日当たりごみ排出量</u>として、R 元年度は <u>1029g/人・日</u>と記載されている。この数値の違いは、計算式方法の違いから出ている。数値的に差が大きすぎるため、市として計算式(表現)を統一できないでしょうか。(市民としては、<u>1 人 1 日当たりのごみ排出量</u>としてか見ていない。)	自然・環境保全活動の推進について、自然・環境学習や自然と触れ合う機会の創出、環境美化活動等の取り組みを行う中で、取り組みに合わせた環境情報発信を適宜行っていくものと考えています。 地球温暖化対策の推進の内容については、今後策定する実施計画においてお示します。 ごみの減量とリサイクルの推進については、今後策定する実施計画においてお示します。 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)では、資源ごみを含めた本市のごみ総排出量に対する 1 人1日当たりのごみ排出量を表しており、全国平均や県平均と比較しています。 一方、総合計画においては、資源物を除いた本市のごみ排出量に対する1人1日当たりのごみの排出量を示すことにより、資源物ではないごみの減量化を重視した指標設定としており、目的に合わせて使い分けを行っています。									
12	本編 P 31	現状と課題に、2023 年佐賀国スポ・全障スポ開催に向けた鳥栖市民公園の整備について記載する必要はないでしょうか。	市民公園の整備については、今後策定する実施計画においてお示します。									
13	本編 P 32	公園などの整備と適正管理の「内容」に、「必要に応じた」を「市民の要望に応じた設備の充実や更新などに取組み市民のレクリエーションの拠点とします。」に変更してはどうでしょうか。	「市民の要望等」も、「必要に応じた」に含まれると考えています。また、「市民のレクリエーションの拠点」であることは公園の基本的な機能であると考えているため、記載しておりません。									

		活動指標、目標(令和 7 年度)の 114 箇所は、「都市公園の整備推進と安全安心(第 2 期)(防災・安全)計画」に基づいた更新施設数でしょうか。鳥栖市のホームページでは、25 公園において、交付金で整備・維持管理を行うとしています。また、目標(令和 7 年度)の 114 箇所は、市内の公園の何割が更新されたことになるのでしょうか。	目標(令和 7 年度)の 114 箇所は、「都市公園の整備推進と安全安心(第 2 期)(防災・安全)計画」に基づいた更新施設数です。また、目標の114箇所の更新については、現計画に基づき 25 都市公園の内、19 都市公園が対象となっており、経年劣化等により老朽化した施設のみを更新することになりますので、全て更新されることとなります。
14	本編 P 33	現状と課題で、「・また、伝統芸能においては後継者不足……のための支援が必要です。」とありますが、現状として市街化調整区域の既存集落では、少子高齢化と若年層の流失が進んでおり、伝統芸能(行事)を継承する人材の確保・育成が課題となっています。少子化に伴い子供が参加する伝統芸能において練習期間等も含めて負担になっていないでしょうか。また、親も他に子供がいないのと、地区の長老たちから頼まれて仕方なしに半強制参加させられていないか。(子供は、嫌とは言えないが人権はあります。これを守るのは大人の役目です。) 行政として、支援を行うのであれば、各地区でどのような伝統芸能(行事)が行われているのか、「地域の伝統を守り伝える」が住民にとって負担になっていないか等も含めて把握し、状況によっては、指導、助言が必要ではないでしょうか。また、昔からやっているからと言って、「政教分離の原則(憲法 20 条 2 項)」に反した行事が行われていないかについても調査する必要があると思います。 また、将来、他の都市に移住していた子供が、親元(鳥栖市)に戻ろうとしたときに、伝統芸能(行事)がネックとなって、戻ることをためらうことがあってはならないと思います。「住みたくなるまち鳥栖」として。	古くから継承されてきた獅子舞や浮立などの民俗芸能は、祭礼の一部として行われてきたものですが、文化財保護法では芸能部分を切り離して無形の民俗文化財に位置づけ、保護の対象としています。 伝統文化・芸能の育成と支援についての行政の基本的な考え方は、先人たちがその土地の自然や風土の中で育み継承してきた、民俗芸能をはじめとする個性豊かな伝統文化を「地域の誇り」として継承・発展させるために、地域における保存・活用活動を支援していくということです。また、こうしたことが、地域のコミュニティの活性化に寄与していくものと考えています。 民俗芸能の保存と継承は、本来は伝承の主体者である地元住民の方々自らが、誇りうる伝統文化としての価値観を持って取り組んでいかれるものであります。しかしながら、保存団体の運営状況は大変厳しいもので、特に伝統芸能を継承する若い人々が集まりにくい状況にあると伺っています。次代を担う子供たちが、地域の行事としての民俗芸能に誇りをもって参加できる環境を整えることも重要なことと考えています。
15	本編 P 35	現状と課題に対して、「本市は高い地理的優位性を背景に企業の進出意欲が高いものの、用地確保の難しさから、企業の進出機会を逃している」という課題があることを記載する必要はないでしょうか。この問題に対して、主な取組の内容に「地区計画制度の運用を検討します。」が記載されているのではないのでしょうか。また、地区計画制度についての、補足説明の記載が必要では。 市街化調整区域における「50戸連たん制度」の運用について 平成30年に『江島地区』が指定されましたが、現状とし「人口減少抑制と地域コミュニティの維持」は図られているのでしょうか。図られていないとすれば、その改善策等検討されているのでしょうか。 今後、市街化調整区域における人口減少は増加してくると思いますが、江島地区に続く指定区域はあるのでしょうか。また、活動指標に『50戸連たん制度』運用(指定)として目標(令和 7 年度)を検討記載する必要はないのでしょうか。	本施策に記載している計画的な土地利用については、産業に特化したものではなく、市全体の土地利用に関して都市計画の観点から記載しているものです。(ご指摘の課題については、P14・P79 に記載／地区計画制度の補足説明については、注釈 24 で用語解説に記載) 江島町における「50 戸連たん」については、現在までに2件の宅地分譲(全 33 戸)がなされています。今後は各戸の住宅建設が進んでいくため、本制度の趣旨である「人口減少抑制とコミュニティ維持」が図られると考えています。 他地区の指定については、江島町での成果や対象となる地区の意向も踏まえながら進めてまいります。 また、活動指標については、主な取組・内容に合わせた指標を選定しています。
16	本編 P37、38	鳥栖駅周辺の活性化が見られません。駅周辺の総合計画がどのようになされているのか。PDCA にそって早く住民に知らせてほしい。	鳥栖駅周辺の整備については、現時点で見通しが立っていない状況ですが、鳥栖駅周辺整備事業を財政的な理由で断念したことを踏まえ、実現可能な方策の検討が必要であると考えています。
17	本編 P 38	主な取組の「内容」に、鳥栖駅周辺は、回遊性を高めること等で、賑わいある拠点の形成を目指します。「回遊性を高めること」とありますが、現状として鳥栖駅周辺に来る人は、行く店(目的)あって来ているだけで、用事が済んだら直ぐに帰っている。せっかく来たらぶらっと(ウインドウショッピング)して帰ろうかなという商店街ではない。(空き店舗が点在しており、各店の雰囲気も常連さん対応の店構えに見えて入りづらい。) 主な取組の「内容」に、「新鳥栖駅周辺は、・・・観光やビジネス等の広域的な視点から、魅力ある拠点形成を目指します。」とありますが、現在、開業から約 10 年経とうとしていますが、新幹線ホームから見える景色は、駐車場とその先に住宅街が見えるだけで、魅力ある拠点づくりが進行しているとは思われま	鳥栖駅周辺の東西市街地の連続性は高いとはいえず、市民の皆様の日常的な東西交流は限定的となっていることから、鳥栖駅周辺に点在する施設間の回遊性を高めることによって市の中心地として賑わいある拠点の形成を目指すという目標を掲げています。 新鳥栖駅周辺については、駅西側の区画整理事業区域以外の区域においては、都市計画上、市街化調整区域に指定されていることから、都市的土地利用が進んでいない状況となっています。本区域については、都市計画上の土地利用の観点から拠点性を活かす都市的土地利用への転換が必要である

		せん。このままでは、西九州ルートが暫定開業しても、観光客やビジネスマン等が乗継時間を利用して、駅周辺を散策(飲食)しようとは思わないのでは。(通過駅となってしまう。) 実際に、私が出張で新鳥栖駅利用して、佐賀方面からくる同僚と待ち合わせした時、新幹線乗車まで時間があつたので、喫茶店に行こうと思ったが、キャリーバッグを持って行ける距離ではなかったので諦めました。このままでは、駅周辺には何もないというイメージが広まり、賑わいと観光・交流拠点としての機能誘導が失われるのではないのでしょうか。まずは、駅から出るきっかけとして、飲食店を誘致しそこで鳥栖の観光情報を提供し、次は観光にこようと考えるきっかけをつくる必要があります。 成果指標として「新鳥栖駅利用者数」の目標(令和 7 年度)の 3800 人/日は、都市計画マスタープランの 16 ページ「市街地の拠点性向上」の新鳥栖駅乗降客数 H23～H28 間の上昇率と比較すると少ないのではないのでしょうか。	と考えていますので、都市計画マスタープランの方針に基づき、魅力ある拠点形成を目指してまいります。 目標(令和 7 年度)の 3800 人/日は、平成 29 年度及び平成 30 年度の伸び率(104%)を参考に、コロナ禍の状況を踏まえて、令和 4 年度から乗降客数の増加を見込んでいます。
18	本編 P 39	現状と課題として、 ・地域のニーズ等に応じた……道路幅員が狭い住宅地が存在しており、生活道路の幅員確保を行っていく必要があります。 道路幅員が狭い住宅街には、昔からある家が多く、年齢が高い人が住んでおられており、高齢化を考えた場合、交通事故の恐れと、交通弱者の移動手段としてのミニバスの通行に支障をきたすおそれがあるため、幅員確保は必要と考えます。現状として、鳥栖市の市道の都市計画道路等には、生活道路の幅員確保ついて記載されていない。幅員確保された道路はどれくらいあるのか。また、活動指標(延長距離)として、記載することはできないか。 道路幅員が狭い住宅地で、家を新築・増設する際に後退道路用地(建築基準法 42 条 2 項)を適用して道路幅を広げた事例はあるのでしょうか。 空家等の跡地の活用に対しても、道路幅員により支障をきたしている。	生活道路については、主に、地元町区からの要望等に基づき、水路への蓋がけや道路法面の改修等による幅員確保に努めています。 また、本市では、建築行為等に伴い道路後退が必要となる、幅員4m未満の道路に接続する土地について、寄附を前提に、用地測量、境界標等の設置、分筆及び所有権移転の登記に要する費用を市が負担するほか、予算の範囲内で建築主等に対して奨励金を交付し、狭あいな道路の拡幅に努めています。(第6次鳥栖市総合計画後期基本計画期間(平成 28 年度～令和 2 年度)50 箇所) 生活道路の幅員確保に関する「活動指標」(延長距離)を記載することについては、地元町区からの要望や土地所有者の意向等を踏まえての対応となり、目標や成果を示し難いことから、記載をしておりません。 建築物の建築・建替えにあたっては、建築基準法に定められた接道要件、敷地を確保したうえで建築されています。 空家や跡地については、建築年数が古い建物が多く、建築基準法施行時以前(昭和 25 年)の幅員の狭い道路(幅員 4m未満の2項道路など)に接している場合があり、本市としては、不良空家の除却と幅員が確保された家屋の建替えが進むよう、除却の費用の助成を行っており、今後も市民に対し同制度の周知に取り組みます。
19	本編 P 40	成果指標の「水質管理指標」について、「水道水の水質については、水道法により水質基準等が定められておりますが、より安全で美味しい水道水を利用者の皆様にお届けするため、市独自の管理指標を設定し、平成19年度より水質管理の徹底を図っております。平成28年度より水質項目、目標値の見直しを行い、これまで以上の水質向上を図りました。」と補足説明が必要ではないのでしょうか。	市では高品質な水道水の安定供給を目的とした「市独自の水質管理指標」を水道法で定められた水質基準等より厳しく設定し、水質管理の徹底を図っており、ご指摘の補足説明については、水質管理指標の注釈として追記します。 なお、「市独自の水質管理指標」についての詳しい内容については、市ホームページの水質管理指標の運用に掲載しています。
20	本編 P 41	施策4 快適に通行できる幹線道路の整備 「交通渋滞が緩和され、車両が快適に通行できる幹線道路の整備を促進します。」と記載されていますが、施策4は車両に限定しているのですか。歩行者や自転車は関係ないのですか。 鳥栖プレミアム・アウトレットを訪れる人に「市内へさらなる周遊(回遊)を」と考えてるのであれば、国道までの渋滞緩和対策を取らないと、渋滞で疲れて市内観光等をしようとは思わないのでは。特にセール期間中の土・日・祝日は国道の渋滞や生活道路への進入が増えている。幹線道路の渋滞を少しでも減ら	幹線道路の整備においては、歩行者や自転車の交通安全の確保等もあわせて取り組むこととなるため、道路整備との関係性は大きいものと認識しておりますが、本施策では、幹線道路の整備による「交通渋滞の緩和」ということから、主な対象を「車両」としています。 渋滞の緩和に向けた取組として、鳥栖プレミアム・アウトレットにおいて、直行バスの運行、警備員による誘導、立て看板の設置などの対策が行われております。なお、道路の整備につきましては、地域の実情を踏まえたくうえで、慎重に検討を行っていくべきものと考えています。

		すため、現在途中まで整備されているアウトレットから河内方面の道路を延長し、神辺から鳥栖筑紫野道 路へ迂回するルートを整備してはどうでしょうか。現状として、このルートを使用する車も年々増加してお り、途中道幅も狭く付近の住民が事故に遭う可能性が増えている。これは、81 ページの「基本目標6活 力と賑わいにあふれるまち施策3観光の振興」にも関係します。	
21	本編 P 43	「ミニバスの運行により、交通空白地域への対応を図ります。」と、鳥栖市のいろいろな計画で取り上げら れていますが。空白地帯は、「バス停から半径 300m 圏内及び鉄道駅から半径 500m 圏内から漏れ るところで、集落の集積が認められる一帯のエリア。」と説明されています。 市内路線バスの河内線において、神辺地区への運行数は、神辺経由の鳥栖駅行きが朝の 7 時台の 1 本のみ、鳥栖駅から神辺経由は朝の 7 時台と夕方 3 時台 5 時台の 3 本/日のみなのに、路線バスが 運行されているから、空白地帯ではないと判断されているのであれば、この地域住民(交通弱者)は公共 交通として何があるのでしょうか。[移動の実態として日常的な外出(買い物、病院など)の出発する時間 帯は 10 時台が最も多かった。] 交通弱者等の移動手段確保のため、利便性の良いダイヤの改善と空白地帯の考え方の見直し等を図 ってもらいたい。(麓線の下野地区も同様です。) 市の財政政策として、「集落の集積が認められる一帯のエリア。」とされているのですが、過疎化が進 んでいる集落こそ高齢者が多いため、人口密度だけで判断されないようにお願いします。 「鳥栖市地域公共交通網形成計画」の意見募集が終わっていましたので、ここにコメントとさせていただきます。	本市の交通空白地域は「バス停から半径 300m 及び鉄道駅から半径 500m を超える区域で、集落 の集積が認められる一帯のエリア」と定義しており、基準を設けたうえで公共交通でカバーする範囲を設 定しています。 ご指摘のように交通空白地域以外の地域でも移動にお困りの方がいらっしゃることは承知しています。 しかしながら運行車両・運転士の確保や費用の面からも公共交通でカバーできる範囲に限界があるのも 事実でありますので、そういった地域の皆様のお声に耳を傾けながら、今後の対策について検討していく ことが必要であると考えています。
22	本編 P43、44	買い物難民の解消を！！	本市の公共交通は、鉄道と路線バス、ミニバスを中心に、路線バスは本市と他市を結ぶ「広域線」が 3 路線、市内を走る「市内線」が 3 路線、そして、路線バスを補完し交通空白地域を解消する役割を担 う「ミニバス」を 4 路線運行しています。ミニバスの全ての路線がプレスポ鳥栖やマックスバリュなどの買い 物施設を経由しており、買い物の際の移動手段の一つとしてご利用いただいています。 高齢者の増加や運転免許返納促進の世論の高まりなどから、公共交通の必要性が増しているため、 今後も地域の皆様のご意見をお伺いしながら適宜ルートやダイヤの見直しにより移動手段の確保に努め てまいります。 また、日常の買い物に不安や支障を感じる方も住み慣れた地域で安心して生活できるよう、店舗で購 入した商品や自宅で注文した商品の配達などの買物支援をされている店舗等を掲載した「鳥栖市買物 支援協力店」を作成しており、今後も本取組の周知を図ってまいります。
23	本編 P45 市民の大切な生命 と財産の保全	鳥栖 PS と協力し合うことが大切である。 ※PS については警察署という意味でとらえています。	市民の生命と財産を守るため、国、県、近隣市町、警察、消防、自衛隊など関係機関との連携・協力 が大切であると認識していることから、「関係機関との連携・協力のもと」を記載しています。また、災害時 (情報共有・住民の避難誘導等)、日頃の防犯活動など、緊密に連携を取り活動しています。
24	本編 P 45	現状と課題 として 避難場所を認知していない高齢者も一定数おられるため、水害や土砂災害の発生する梅雨前に高齢 者に対して、鳥栖市洪水・土砂災害ハザードマップを活用した災害関する基礎知識や情報収集の方 法、災害への備え(避難場所確認)や災害発生時の心得等の周知の強化のため地区ごとに勉強会を実 施してはどうでしょうか。地区ごと、または、町ごとに開催することで、自分が住んでいる場所に絞った説明 内容となるため、危険な場所、避難ルート等が身近に感じ取れるのではないのでしょうか。またここで、防災 ラジオの普及率を上げるため配布の説明をする。	ハザードマップを活用した災害への備えや危険箇所の周知については、出前講座や町区の自主防災 組織訓練の場を活用して行っており、今後も機会をとらえて実施してまいりたいと考えております。あわせ て、防災ラジオに関しても、土砂災害警戒区域に位置する世帯等、必要な方に行き届くよう普及に努め て参りたいと考えております。

		今後発生が想定される、地震や豪雨に対しては検討されていますが、巨大台風の暴風(最大風速 60 メートルクラス)対策も検討する必要があるのでは。現在の避難所の、窓ガラス、屋根等暴風対策は実施されているのでしょうか。近年の台風被害として、窓ガラス破損による負傷者発生とか、体育館の屋根が剥がれたとかよく聞くようになりましたが。	地震や豪雨のみならず、台風についても災害対応の重要性は認識しています。現在、公共施設は公共施設等総合管理計画に基づき、改修を進めているところであり、この改修に合わせて各種災害等への防災拠点としての機能充実を図ることとしています。
25	本編 P46 浸水実績箇所	監視カメラの増設及び対応追加	現在、市道等の冠水状況を把握するために市内各所に監視カメラを設置しております。また、地下道への水位標の路面標示や道路冠水が発生する箇所への注意喚起看板の設置などの対応を行っています。今後も必要に応じて対策を講じてまいります。
26	本編 P46 消防水利施設	30 箇所の増となっているが消防署、消防団と連携してもう少し増やしたら？	開発行為に伴い消防水利施設が必要な場合は設置基準に基づいて設置を行っています。今後も過去の火災対応時の状況を踏まえ、消防水利施設の数・位置等について、消防署、消防団連携し検討してまいります。
27	本編 P 46	土砂災害警戒区域に指定された住民に対して、安全な区域への移転について勧告を行ったことがあるのでしょうか。また、移転に伴う、「佐賀県がけ地近接等危険住宅移転事業」を活用したことがありますか。	土砂災害警戒区域に指定された住民に対しての安全な区域への移転については、都道府県知事が勧告できることになっており、本市において勧告が行われたことはありません。 また、本市において、「佐賀県がけ地近接等危険住宅移転事業」(地すべり等危険地域における住宅移転の助成)を活用した事例はありません。
28	本編 P45、46	近年頻発する豪雨災害の危険性が増しています。水害が起きないようどのような対策を計画されているのでしょうか。	本市の取組として、貯留・排水能力の向上や冠水箇所への流入を防止するため、西田川排水区の雨水整備、河川や水路、道路側溝の浚渫や改修、農業用ため池等の事前放流とともに、山間部の法面崩壊を防止するための点検や防災対策工事を計画・実施しています。 水害が発生しないための抜本的な対策は容易ではないと考えていますが、このような対策を関係機関等と連携しながら実施していくことで、被害の軽減に努めてまいります。
29	本編 P45、46	近年の台風、豪雨、地震等災害時に備えた情報発信が福岡県の久留米市、小郡市に比べ鳥栖市は情報発信が遅い。 また、基里地区では避難できない場所が避難場所に指定されている(分館)。速やかに地域の方が避難出来るよう、身近な場所を避難場所に指定してほしい。 例:ビアントス、サンメッセなど 特にビアントスについては鳥栖市から協力要請をし、地域の方が安心して安全に避難出来るよう考え、実行してほしい。	災害時及び災害時に備えた情報発信については、緊急速報メールをはじめとしたテレビ、ラジオ、防災無線や市のホームページ等複数の媒体を活用した情報発信に努めています。なお、緊急速報メールについては、強制的にメール配信される特性も考慮して慎重に運用しています。 また、避難場所については、水害や地震等災害の種別や被害の状況に応じて、開設しています。引き続き、近隣の民間施設以外にも町区の公民館の協力を仰ぎながら、避難者の受入体制を整えてまいります。
30	本編 P 48	活動指標 として、防犯カメラ設置数を記載しては、たくさん設置していることを知らせることで、犯罪抑止につながるのではないのでしょうか。	防犯カメラについては、県補助事業の活用や民間からの寄付などにより、これまでに通学路や集落内の公園など子どもの遊び場となるような場所を中心に設置を行っています。防犯カメラ設置の「活動指標」への記載については、防犯カメラの新設にあたっては、地元町区からの要望等を踏まえての対応となり、目標や成果を示し難いことから、記載を見送っています。今後も、町区との意見交換を行いながら、安心できる生活環境の整備に取り組んでまいります。
31	本編 P48 防犯対策	活動目標として防犯カメラの設置の項目追加	防犯カメラについては、県補助事業の活用や民間からの寄付などにより、これまでに通学路や集落内の公園など子どもの遊び場となるような場所を中心に設置を行っています。防犯カメラ設置の「活動指標」への記載については、防犯カメラの新設にあたっては、地元町区からの要望等を踏まえての対応となり、目標や成果を示し難いことから、記載を見送っています。今後も、町区との意見交換を行いながら、安心できる生活環境の整備に取り組んでまいります。
32	本編 P 50	「 空家等対策の推進 」の 内容 に、「適正に管理されない空き家等の発生を未然に防ぐため情報発信を推進します。」の「情報発信」の意味が分かりづらい。続きの文章に、「所有者へ適正な管理の助言・指導を行うと」ありますが、このこととちがいますか。 「空家等が周辺に及ぼしている悪影響に関する周辺住民からの苦情に対しての相談を行う。」を追記できないでしょうか。	「空家等の発生を未然に防ぐための情報発信」については、空家の適正管理を呼びかける広報活動や、中古住宅の流通促進のため空家バンク、税の特例制度等の周知を指しています。(内容については実施計画において言及する予定です。)「苦情に対しての相談を行う」の追記については、取組内容に記載しています「所有者等への適正な管理の助言・指導を行う」の一連の取組の中に含まれています。

		活動指標「除却に至った不良住宅等の空き家数(累計)」の「除却に至った不良住宅等」と鳥栖市空家等対策計画の「特定空家等」との違いはあるのでしょうか。 また、「除却に至った不良住宅等」とは、代執行・略式代執行により市が除去した空家数でしょうか、それでも、所有者が除去した軒数も含んでいるのでしょうか。 空家等に関する対策の実施に要する費用に対して、国及び都道府県から財政上の措置(補助)が講じられていますが、代執行・略式代執行の費用の徴収は問題なく行われているのでしょうか。今後の市の財政負担とならないように対応していただきたい。 「市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対 策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制 度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。」 「国及び都道府県においては、市町村による空家等対策 の実施に要する費用に対して引き続き財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」 土砂災害特別警戒区域に指定された地区の住民は、昔から住んでおられる高齢者の方が多く、住み慣れた地区を離れたくない人が多い。しかし、土砂災害防止法により建替え・増改築がなかなかできないため、将来はこの区域は空家が増えていくのではないのでしょうか。 鳥栖市として、土砂災害特別警戒区域にどれだけの家屋があるか把握されているのでしょうか。また、佐賀県がけ地近接等危険住宅移転事業を活用した空家対策はできないのでしょうか。	空家等の除却については、一般的な空家の売買取引により除却される場合と、市の除却補助制度を活用し除却されるものを想定しており、両者を合わせて「除却に至った不良住宅等」とし活動指標に掲げています。 また、特定空家は、著しく保安上危険となるおそれのある状態で国が定める認定基準に該当する空家を指しており、そのうち除却された物件については、同活動指標に含めています。 なお、本市では、空家対策において代執行・略式代執行による対応事例はありません。 空家の所在については、毎年課税や上下水道の利用状況調査を通じ把握に努めており、土砂災害特別警戒区域(いわゆる災害レッドゾーン)においては、一定の建築・開発が規制されていることから、将来に空家になる可能性は否定できません。一方で、住宅は住人の生活基盤であり、個人の資産であることから、本市として移転促進のための財政支援をすることは考えておりません。
33	本編 P 51	現状と課題で、「本市では乳幼児から高齢者まで」と記載されていますが、うららトス 21 プランでは「本市では<u>妊娠期(胎児期)から高齢期まで</u>」と相違があります。 高齢者の健康推進として、「佐賀県自転車活用推進計画」を活用し高齢者を対象とした電動アシスト付き自転車の導入費用に対する補助金制度を作ることはできないでしょうか。 高齢者を対象にすることで、移動手段を自家用車依存しないようにし、高齢者の危険運転による重大事故の発生率を下げるとともに、免許の自主返納率をあげる。 また、購入に対しては、交通安全教室への参加と自転車保険(損害賠償保険)への加入を義務付ける。購入自転車に鳥栖市の補助金による自転車であることを表示したステッカーを貼って広く市民に制度のことをひるめる。 自転車の魅力として ・自転車は二酸化炭素を排出しないエコな交通手段です。 ・自転車は移動距離が 5km 未満の場合は、他の交通手段に比べて最も所要時間が短い交通手段です。 ・運動効率が良い自転車は、20 分間の利用で 10 分間の水泳と消費カロリーが同等であり、カロリー消費や体力維持などに一定の効果が期待されます。	「うららトス21プラン」と同様、「妊娠期(胎児期)から高齢期」と修正します。 今後の高齢者の移動手段について、自家用車に依存せず、運動効率が良い自転車による移動の確保には一定の効果が期待できるものと考えます。しかし一方では、高齢者は全体的に、身体機能の低下により様々な操作ミスが生じやすくなると考えられ、実際に高齢者(65 歳以上)による自転車事故の割合は、全体の 2 割程、転倒転落事故については、全体の 5 割程という統計結果もあります。 本市としましては、高齢者の自転車による事故への懸念を考え、介護予防教室を通じて高齢者の体力維持・筋力向上に努めてまいります。
34	本編 P 52	主な取組の内容に、生活習慣病の予防及び改善として、「食育の推進」を追記しとはどうでしょうか。	食育の推進については、平成21年度に「鳥栖市食育推進計画」を策定しましたが、健康増進と食育推進の目指す方向が同じであることから、平成28年度に策定した「第3期うららトス21プラン」で一つにまとめ、総合的に推進していくことにいたしました。引き続き、うららトス21プランに基づき、取り組んでまいります。

35	本編 P 54	主な取組の内容 に、広域医療体制として、「久留米広域小児救急医療センター」との連携については記載する必要はないでしょうか。	計画案に記載しています「夜間の小児救急医療」が久留米広域小児救急医療センターとの連携になります。
36	本編 P 55	現状と課題 として、本市の高齢者人口に占める認知症高齢者については、高齢者人口の増加や高齢者のみ世帯の増加に伴い、今後とも増加が予想される。また、認知症への対応に不安を抱える介護者が多く、認知症等を有する要介護者を支える家族の支援等を含め支援体制の構築・強化を図る必要がある。	高齢者人口の増加や高齢者のみ世帯の増加に伴い、認知症高齢者についても増加するものと見込まれ、認知症高齢者やその家族を地域で支え合う仕組みづくり等が必要であると考えております。認知症施策については、個別計画である「第9期鳥栖市高齢者福祉計画」に掲載を予定しています。
37	本編 P56	高齢者の地域参加と健康づくりの推進の内容 に、「・・・社会参加・生きがいづくり・・・」を「・・・社会参加・生きがい(趣味)づくり・・・」に変更し、「講座や教室等の活動参加者の固定化や減少がみられるため、新規の参加者に向けた周知の強化を図っていく。」を追記してはどうでしょうか。 高齢者の住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進の内容 に、「今後、ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加し、成年後見制度利用のニーズの高まりが想定されるため、既存制度の周知を行うとともに、相談体制の検討を図っていく必要があります。」を追記してはどうでしょうか。 追記した場合、「成年後見制度」についての補足説明が必要です。	趣味が生きがいの方もおられますが、他者との交流自体が生きがいの方もおり、一概に生きがい＝趣味とは言い切れない部分があるかと考えております。 また、ご指摘のとおり、参加者の固定化や減少がみられる事業はあり、周知の強化を図る必要があると考えていますので、本編 P56 の内容を「介護予防活動の <u>周知の強化を図り</u> 、参加促進や～」と追記します。 ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者は増加傾向にあるため、成年後見制度利用については事業を推進しています。計画には「高齢者の見守りや支えあいの体制の充実」「高齢者やその家族の支援などを推進」と記載していますが、成年後見制度利用支援事業も含め、詳細は個別計画である「第9期鳥栖市高齢者福祉計画」に掲載を予定しています。
38	本編 P60 特定健康診査受診率	目標は 100%であるべきでは？	特定健康診査については受診対象者の方全員に受診していただけるよう取り組んでいますが、現実的にはまだ 50%にも達していない状況です。 国の基本的な指針でも、特定健診の目標受診率は、保険者全体で 70%、市町村国保では 60%となっていますので、まずは国の指針目標の達成を目指すこととしています。
39	本編 P62	学習機会創出の推進の内容 に、「人材育成と確保に取り組む。」は必要ないでしょうか。	市民の心の豊かさや生きがいのための学習需要にこたえるための生涯学習の基盤を整備することで、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成などの人材育成にも繋がると考えています。
40	本編 P66	女性活躍の推進の内容 に、「・・・仕事と家庭を両立させ・・・」を「・・・仕事と家庭(家事)を両立させ・・・」の「家事」を追加してはどうでしょうか。 DV 等暴力根絶の推進の内容に、「学校教育」を追記してはどうでしょうか。 審議会・委員会等の女性委員の割合 の、現状値と目標値が同じ 40%になっていますが、国の目標値より高いから現状維持するとなっていますが、活動指標として挙げる必要があるのでしょうか。目標とは、更なる推進を目指し努力することではないでしょうか。 また、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画(後期計画)」に、モデル事業所としての市役所づくり(他の事業所のモデルになるように、市役所内の男女共同参画を進める。)と言いながら現状維持では、モチベーション低下につながらないでしょうか。 この計画に、市の審議会等の女性委員の割合目的は、H34 年度 40%とあります。	「家庭」の中には家事の他、育児や介護など両立が必要な項目も含まれますことから、計画案のとおりとさせていただきます。 DV 等暴力根絶の推進については、学校も含めた多様な場面での啓発を行っておりますので、計画案のとおりとさせていただきます。 審議会・委員会の女性委員の割合の現状値 40%については、市が設置している約 60 の委員会・審議会の平均値となっていますが、構成する分野によっては、女性の割合が極端に少ないものもあり、40%に達成していない委員会・審議会もあります。なお、鳥栖市男女共同参画行動計画において、令和 4 年度までに 40%を目標値とし取り組みを進めています。

		「DV 等防止に関する広報啓発の実施回数」には、DV の未然防止のためのセミナーや講演会等の開催回数は含まれているのでしょうか。（含まれていない場合、今後の学校等と連携した講演会の実施回数を含めた活動指標として、目標設定してはどうでしょうか。）	DV 等防止に関する広報啓発の実施回数については、ご提案のあったセミナーなどの開催回数を含んでいます。
41	本編 P 67	多文化共生のまちづくりの推進 現状と課題 「・本市では、留学生や技能実習生などの外国人住民が増加しているため、…」 「・本市では、留学生や技能実習生などの外国人住民が増加して <u>おり市内の労働力の一端を担う形にも</u> なっているため、…」を追加してはどうでしょうか。 「・また、海外から帰国した幼児や外国人の幼児も増えています。これらの幼児が幼稚園、保育所等を円滑に利用できるよう、保護者に対しては就学前施設に関する情報提供や就園に必要な手続きに関する支援、相談窓口の充実等を、事業者に対しては研修の実施等の支援を行う必要があります。」を追加してはどうでしょうか。 国籍・宗教違うため難しいとは思いますが、留学生、技能実習生、永住者等から選出された代表者と行政側と、定期的に意見交換する場は必要ないでしょうか。 活動指標の 語学ボランティア登録者数(累計) として、目標の令和 7 年度までに 3 人しか増員されていませんが、現状で十分足りているということでしょうか。	多文化共生のまちづくりの現状と課題においてご提案のあった件については、同様の認識であり、本計画序論部分の「鳥栖市の状況」、「鳥栖市の課題」の中で、市の全体の状況としてお示ししているところでもあります。また、ご提案のあった件については、関係各課と連携しながら進めてまいります。 国際交流関係団体の皆さんと懇談会を定期的を開催しており、それぞれ関わっていらっしゃる外国人の方々の現状や意見を伺い、情報交換を行っています。 語学ボランティア登録者数の目標値については、10%増を見越して 35 人としています。活動内容や活動量に見合った人数であると考えています。
42	本編 P 69	保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場ですが、国は保育士の配置基準の規制緩和による、「 <u>子育て支援員</u> 」を配置し、保育士としてカウントするとし、短時間勤務(パートタイマー)の保育士の活躍促進が保育士不足の解消策として挙げられています。 有資格者以外が携わることで保育士の質の低下に伴う、子供への影響が大きいと考えますが、「保育供給量確保」として「子育て支援員」配置について検討されているのでしょうか。	朝夕の子育て支援員の配置や短時間勤務(パートタイマー)の保育士の活用については、現在も行ってありますが、保育士の負担軽減のためと考えており、保育供給量確保としての配置は考えておりません。 なお、0～2歳児の保育供給量確保については、既存認可施設の定員増や地域型保育施設等の新規開設を検討しています。
43	本編 P70 3 歳児健康受診率	目標は 100%であるべきでは？	3歳児健康診査については対象者の方全員に受診していただけるよう取り組んでいます、病気等の理由でどうしても受診できない方もおられることを踏まえて目標値の設定を行っています。
44	本編 P 71	未来を創る子どもを育む教育の推進の現状と課題 に、「・インクルーシブ教育の考えのもと、児童・生徒一人……できる教育環境づくりを進めていく必要があります。」とありますが、73 ページ「 安全で安心して学べる教育環境づくり 」の 現状と課題 にも同じことが記載されていますがなぜでしょうか。 71 ページはソフト面での教育環境づくりで、73 ページは、ハード面での教育環境づくりとして記載されているのでしょうか。 GIGA スクール環境整備などを進めていくことで、今後、家庭でも宿題や復習等において PC が必要になった場合、全家庭に無線 LAN 家等の ICT 環境が整っているとは限らないため、低所得者世帯等への配慮も必要ではないでしょうか。	P71 はソフト面での教育環境づくりとして、P73 はハード面での教育環境づくりとして、両面において取り組むという意図で記載しています。 GIGA スクール環境整備における ICT 環境が整ってない低所得者世帯等への配慮については、経済的理由により就学困難な児童及び生徒等の保護者に対して実施しています就学援助での対応を検討してまいります。

45	本編 P 72	豊かな心・健全な体を育む教育の推進の内容 に、「・・・ <u>配慮が必要な子どもたち</u> への支援など、すべて・・・」に <u>配慮が必要な子どもたち</u> とありますが、インクルーシブ教育からすると、 障害がある子供 と解釈するのですか。また、「・・・向けて様々な分野の関係者及び関係機関と連携して取り組みます。」は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、言語聴覚士、作業療法士などの専門職との連携のことでしょうか。	配慮が必要な子どもたちとは、障害がある子どもたちだけに限らず、さまざまな事情により配慮が必要な子どもたちのことであり、こうした子どもたちへの支援に取り組んでいく必要があります。 様々な分野の関係者とは、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、言語聴覚士、作業療法士などの専門職も含め、その子どもを取り巻く関係者と連携して取り組んでまいります。
46	本編 P 74	活動指標の「エレベータ設置小中学校数(累計)」 として、目標の令和 7 年度までに 1 校しか増設されていませんが、インクルーシブ教育における <u>合理的配慮</u> の提供、 <u>バリアフリー化の推進</u> からすると数としては少ないと考えますが。 エレベータを必要とする身体的障害がある児童・生徒は、この 3 校のどれかに入学することになるのでしょうか。インクルーシブ教育の「自分が生活する地域の学校に通うことができる。」メリットがなくなるのでは。 また、鳥栖市公立学校等施設整備計画の教育環境の質的向上を図る整備に、「 <u>障害のある児童・生徒が年々増加傾向にあるなか、安全かつ円滑に学校生活が送れるようにスロープ、手摺、昇降機等を整備し、バリアフリー化を推進する。</u> 」とあります。	エレベータの設置は国の補助等を活用しながら、学校の大規模改造工事に合わせて実施することとし、各学校の実施年度に合わせ、順次取り組んでまいります。設置までの間は、車椅子を使用する児童・生徒については階段昇降車により対応し、また、スロープ、手摺等の設置については、適宜、整備を図ってまいります。
47	本編 P 89	「デジタル技術を活用した行政サービス等の向上に取り組めます。」とありますが、高齢者の立場に立った、使い方が分かりやすいデジタル化をお願いします。	本取組にあたりましては、操作性、視認性、サポート体制などさまざまな視点から検討を行い、高齢者にとっても利用しやすいものとなるよう推進してまいります。
48		市は、市民の声に直に答え、「するやる課」(千葉県庁にある)の設置を望む。	個別の案件については担当課において、また、市民の皆さまからの苦情及び相談等に関しては市民相談室において、出来る限り迅速に対応しており、現時点において「するやる課」の設置については予定していません。
49		コロナに対する市役所と病院との連携は十分なのか。	新型コロナウイルス感染症対策については、日頃から佐賀県や鳥栖三養基医師会等医療機関と連携を図っています。
50		鳥栖市の状況・現状は大方把握できるが、今後は急激な少子高齢化社会が訪れ、社会保障経費も増大し、これから先は市の人口もそうそう増すとは考えられない。また今後は生産年齢人口も減り続けていくため、第7次鳥栖市総合計画にあたり、安定財源確保のため、ある程度数値化した状況を示したらいいと思う。	本編 P9～13 において、①人口、②財政、③市民の評価の観点から鳥栖市の現状について記載しています。今後の見通しについては、本編の基本構想部分の中で将来目標人口として、鳥栖市人口ビジョン(令和2年3月策定)に示す人口の将来展望を長期目標として設定しています。また、今後策定する実施計画において、鳥栖市の今後の財政の見通しについてもお示しすることとしています。
51		新市庁舎建設、焼却場、新産業エリア等の問題の早期解決をお願いします。	新庁舎整備事業については、現在、次回入札に向けた準備を進めているところであり、災害時の防災拠点となるため、早期着工を目指して引き続き取り組んでまいります。 次期ごみ処理施設については、佐賀県東部環境施設組合において令和6年4月稼働に向け、設計・工事等が進められています。 新産業集積エリア整備事業については、できる限り早期の分譲開始ができるように、事業の進捗に努めてまいります。
52		基本構想やそれを実現するための施策については、取組の内容、考え方に特に問題なく、是非目標達成に向け推進願いたいと思います。 但し、現在新型コロナウイルスの感染が全国で急増し、市内でも連日発生している状況の中で、現在市民が最も関心があるのはコロナであり、その対応については全く構想に入っておらず、市として取り組むことは無いのか、はなはだ疑問に感じる所です。 コロナに関しては、現在収束の見通しがつかず先の見えないような状況であり、これから先の人類が付き合っていく事になるであろう感染症であり、長期的な視野で取り組むべき懸案事項だと思います。	新型コロナウイルス感染症への対応については、本市としても十分認識しているところであり、「策定の趣旨・位置付け」、「鳥栖市を取り巻く社会潮流」、「鳥栖市の課題」の中で言及しています。一方で、その対応について本計画の中でそれぞれの施策に対して言及することが難しいことから、P89 にあります「効果的・効率的な行政運営の推進」の中で、課題の認識と市としての姿勢についてお示ししています。 今後も新型コロナウイルス感染症の発生状況や国・県の動向を注視し、本市として対策の検討を進め、情報発信に努めてまいります。

		現在、国や県からのコロナ対策としての要請や指示が出されているものの、市としてやるべき取組を総合計画の中の「コロナに関する構想(案)」として別立てし、掲げる事も必要であると感じている所であり、それが結果として市民の安全安心につながるものと思います。 (例)◆コロナ禍での自然災害時の避難所における事前対応と市民への周知。 ◆コロナ禍での市民への注意喚起による意識付けと行動の呼びかけ。 ◆よりきめ細かな市内発生状況の市民への情報提供による感染状況の共有化及び危機意識の醸成。 (個人情報を除く) ◆今後のワクチン接種時(個別 or 集団)に向けた事前対応と市民への周知 etc コロナ対応は、ほぼ全ての構想(案)とその目標に影響を及ぼす案件でもあり、構想・計画として取り組むべき事項ではないかと考えます。	
53		人口減少・少子高齢化の問題があり、その中で子育て問題が取りざたされていますが、その前に今の若い人は未婚の人が多いのです。従って子どもが少ないのは必然です。市として「未婚の若者の出会いの場」などを推進する事業を提案します。	平成28年度から、結婚のための出会いの場を求める独身男女に、その機会を提供していただけるイベントに対して支援を行う「鳥栖市婚活支援イベント認定事業」を実施しています。この事業では、独身男女の交流を促すパーティーや食事会などのイベントに対して、名義後援や市公式ホームページ等で情報発信を行うことで、多くの出会いを求める方に参加してもらえるように取り組んでいます。
54		鳥栖駅東西融合と基里地区の住宅地開発を進め、定住者増の施策を！！(教育設備は一定の設備はあると思う。)	鳥栖駅周辺の整備については、現時点で見通しが立っていない状況ですが、鳥栖駅周辺整備事業を財政的な理由で断念したことを踏まえ、実現可能な方策の検討が必要であると考えています。 基里地区の住宅地開発につきましては、平成 30 年 5 月に策定した土地利用構想をもとに、基里地区における開発の検討を行う中で、その検討も行っておりま。
55		総合的な開発には、指令塔が必要。まず市役所新庁舎の着工を考えてください。そして、全体の調和のとれた都市計画をよろしくお願いします。(災害対策等も含めて)	現在、次回入札に向けた準備を進めているところであり、災害時の防災拠点となる新庁舎建設の早期着工を目指して引き続き取り組んでまいります。 また、都市計画マスタープランの方針に基づき、都市機能と自然環境が調和した持続可能な都市計画の運用を図ってまいります。
56		駅東口の簡易入り口の設置。久光体育館開設利用者増と併設して東口公園の設置又は小規模な商業施設。	鳥栖駅周辺の整備については、現時点で見通しが立っていない状況ですが、鳥栖駅周辺整備事業を財政的な理由で断念したことを踏まえ、実現可能な方策の検討が必要であると考えています。 また、久光スプリングスの練習拠点施設については一般開放も予定されておりますので、クラブと連携し利用者増に努め、さらなるスポーツ文化の振興に繋げてまいります。
57		鳥栖名菓子作り推進企画。	本市には昔から市民に親しまれている様々な銘菓がございますので、市外の方にも広く知ってもらえるように広報活動を行っていきます。